年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 令和5年10月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

 国民年金関係
 1件

 厚生年金保険関係
 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2300006 号 厚生局事案番号 : 九州(国)第 2300008 号

第1 結論

請求期間①から④までについて、国民年金保険料を納付した期間及び免除されていた期間に 訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年4月から平成10年10月まで

② 平成12年4月から平成15年3月まで

- ③ 平成22年7月から平成23年6月まで
- ④ 平成27年7月から平成28年3月まで

平成7年以降の平成28年までの期間において、未納とされている期間があるが、経済状態はずっと一貫しており、未納の期間が多すぎる。

請求期間①から④までについて、保険料納付期間又は保険料免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、同期間に係る国民年金保険料を納付した時期、場所、 金額等及び国民年金保険料の免除を申請した時期、場所等の具体的な状況を覚えていない旨回 答している。

また、日本年金機構は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の領収済通知書及び免除申請書の受付事蹟は確認できない旨回答しており、請求者の同期間における住所地であるA町は、請求者の同期間に係る国民年金保険料の納付状況及び免除申請状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

2 請求期間③について、請求者は、同期間に係る国民年金保険料を納付した時期、場所、金額 等及び国民年金保険料の免除を申請した時期、場所等の具体的な状況を覚えていない旨回答し ている。

また、日本年金機構は、請求者の請求期間③に係る国民年金保険料の領収済通知書及び免除申請書の受付事蹟は確認できない旨回答しており、請求者の同期間における住所地であるB市が提出した請求者の国民年金に係るデータでは、同期間の国民年金保険料の納付記録及び免除記録は確認できない。

3 請求期間④について、請求者は、同期間に係る国民年金保険料を納付したか免除の申請をしたかは覚えていないと回答している。

また、日本年金機構が請求者へ送付したとする平成27年12月8日付け「国民年金保険料免除・納付猶予の継続に係る取扱いの終了について」によると、請求者の請求期間④に係る申請免除の継続審査については、請求者から所得確認の回答がなかったため、継続の取扱いを終了

することとした旨の記載が確認できる。

さらに、日本年金機構は、請求者の請求期間④に係る国民年金保険料の領収済通知書及び免除申請書の受付事蹟は確認できない旨回答しており、請求者の同期間における住所地であるC市は、請求者の同期間に係る国民年金保険料の納付記録及び免除記録はない旨回答している。

4 このほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたこと及び国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに同期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたこと及び国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたこと及び国民年金保険料を免除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300098 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300022 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月

② 平成16年12月

③ 平成17年8月

④ 平成21年8月

⑤ 平成 21 年 12 月

⑥ 平成26年8月

請求期間について賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に 賞与の記録がない。請求期間①から⑥までの賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、A社は、請求者に係る賃金台帳の保管はなく、請求者に対し賞与を支給したか不明と回答している上、請求者は、賞与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者の請求期間①、②及び③における住所地であるB市が提出した請求者の平成17年度分(平成16年所得分)及び平成18年度分(平成17年所得分)に係る課税関係資料に関する回答からは、請求期間①、②及び③において、A社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

2 請求期間④、⑤及び⑥について、A社は、請求者に対し賞与を支給していないと回答している上、同社が提出した賃金台帳においても請求者の請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与の支給は確認できない。

また、A社が提出した請求期間④、⑤及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払 届総括表によると、請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与は不支給とされていることが確認できる。

さらに、請求者の請求期間④及び⑤における住所地であるC町が提出した請求者の平成22年度分(平成21年所得分)に係る課税関係資料に関する回答及び請求者の請求期間⑥における住所地であるB市が提出した請求者の平成27年度分(平成26年所得分)に係る同回答からは、請求期間④、⑤及び⑥において、A社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

3 このほか、請求者の請求期間①から⑥までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金 保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控 除されていたことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300099 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300023 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月

② 平成16年12月

③ 平成17年8月

請求期間について賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に 賞与の記録がない。請求期間①、②及び③の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社は、請求者に係る賃金台帳の保管はなく、請求者に対し賞与を支給したか不明と回答している上、請求者は賞与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者の請求期間①、②及び③における住所地であるB市は、請求者の平成 17 年度分 (平成 16 年所得分) 及び平成 18 年度分 (平成 17 年所得分) の住民税課税基礎資料等の保存年限は5年であるため、当該資料の保管はない旨回答していることから、請求期間①、②及び③において、A社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。